

新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の来室停止等対応基準

家庭福祉相談室(児童発達支援/放課後等デイサービス らるご)を

利用する皆さん(子ども、保護者親 G、ワーカー、スタッフ)および同居する家族が

① 新型コロナウイルスに

- ・ 感染 ・ 感染者の濃厚接触者
- ・ 感染が疑われる人との濃厚接触が疑われる人
- ・ 保健所の指示等で自宅で経過観察の対象となった場合

② 発熱 (37.5℃以上)、咳 (アレルギー以外) の症状がある

欠席してください。
(来室停止となります)

① 保健所や医師の指示に従ってください。

② 解熱後 24 時間が過ぎ、咳症状がなくなってから来室の検討をしてください。

※この基準は感染の状況に応じて変動します。変更となった場合は改めてお知らせ致しますので、ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。

※何かご不明な点、質問等ございましたら、スタッフまでお尋ねください。

※ホームページにもこの基準は掲載していますのでご覧ください。